

令和4年5月6日

## 三島町生涯学習センター指定管理者の募集について

三島町役場

三島町生涯学習センター「森の校舎かたくり」の指定管理者を下記のとおり募集します。

### 1. 募集する施設概要

- (1) 名称 三島町生涯学習センター「森の校舎かたくり」
- (2) 住所 三島町大字西方字上原3, 580番地
- (3) 設置年月 平成10年4月
- (4) 施設構造 鉄筋コンクリート造3階建
- (5) 延床面積 1,855.45㎡(1階625.85㎡、2階614.80㎡、3階614.80㎡)

### 2. 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲については以下のとおりです。

- (1) 三島町生涯学習センター研修館の維持管理に関する業務
  - ・施設の清掃、環境美化等に関すること。
- (2) 施設の利用促進に関する業務
  - ・生涯学習の振興と地域の活性化を図る事業に関すること。  
※宿泊研修やその他の事業提案を行うこと。
- (3) 施設の使用に関する業務
  - ・施設の利用許可、取り消し等及び利用者の安全管理に関すること。
- (4) 利用料金の徴収に関する業務
  - ・施設の利用料金の設定及び収受に関すること。
- (5) その他町長が必要と認める業務

### 3. 指定期間

指定を受けた日から3年を超えない期間の3月31日まで

### 4. 応募資格

次の(1)～(3)のいずれにも該当することとします。

- (1) 指定管理者制度に基づき、安全かつ効果的に施設を管理運営できる能力を有する法人又はその他の団体とする。公社、財団、株式会社等の営利法人、NPO法人等の非営利法人、法人格のない団体も含めるが、個人は除く。
- (2) 下記のいずれにも該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年法律第67号)第167条の4の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの。
  - イ 代表者及び役員に破産者及び現に禁固以上の刑に処せられている者がいるもの。

- ウ 会社更生法（昭和27年法律第172号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしているもの。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条に定義する暴力団及びその構成員。
- オ 税及び公共料金を滞納しているもの。（法人・団体については納税証明書及び誓約書兼同意書、法人・団体の構成役員については、誓約書兼同意書で確認する。）

#### 5. 施設使用料

指定管理者が納入する施設使用料 月額30,500円

#### 6. 施設管理費用の負担

施設管理に係る費用負担については別途要綱を定めておりますので、詳しくはお問い合わせください。

#### 7. 申込受付期間

令和4年5月9日（月）から5月31日（火） ※土、日、祝祭日除く  
午前8時30分～午後5時

#### 8. 申請方法・問合せ先

##### (1) 申請書類

- ・ 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ・ 管理の業務に関する事業計画書
- ・ 定款、寄付行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
- ・ 法人にあっては、登記事項証明書
- ・ 法人でない団体にあつては、役員の氏名住所を記載した書類
- ・ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- ・ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類

##### (2) 提出部数 正本1部

##### (3) 提出先 三島町教育委員会生涯学習課 ※持参又は郵送

##### (4) 問合せ先 三島町教育委員会生涯学習課

電話0241(48)5599

#### 9. 選定方法

三島町公の施設指定管理者選定委員会において候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

選定結果については、全応募者へ文書にて通知します。